

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

ロシア等への輸出禁止措置

政府はウクライナ情勢を踏まえ、ロシア・ベラルーシなどに向けた輸出禁止措置を導入。軍事能力の強化に資する汎用品（半導体や通信機器等）などの輸出を原則禁止。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

3/21(月) 友引 春分の日
22(火) 先負 公示地価発表
23(水) 仏滅 世界気象デー
24(木) 大安 彼岸明け
25(金) 赤口 プロ野球・セパ両リーグ開幕
26(土) 先勝
27(日) 友引

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
3/14(月)	25,308 △145	117.72 ▼1.01
15(火)	25,346 △38	117.97 ▼0.25
16(水)	25,762 △416	118.37 ▼0.40
17(木)	26,653 △891	118.66 ▼0.29
18(金)	26,827 △174	118.85 ▼0.19

4月から拡充される「賃上げ促進税制」

今年度税制改正により、国内雇用者に対する給与等の支給額を増加させた場合の税額控除制度が拡充され、令和4年4月～令和6年3月までの間に開始する各事業年度（個人事業主は令和5年～令和6年までの各年）に適用されます。

◆大企業向け、中小企業向けの制度概要

◎大企業向け（資本金1億円超の企業等）……継続雇用者（当期及び前期の全期間で各月分の給与等の支給がある一定の雇用者）の給与等支給額が前年度比3%以上増加した場合に、雇用者全体の給与等支給額の増加額の15%を税額控除します。また、前年度比4%以上増加した場合には25%の税額控除となります。さらに、教育訓練費が前年度比20%以上増加した場合は税額控除率が5%上乗せとなります。

なお、資本金10億円以上かつ従業員数1千人以上の企業は、従業員への還元や取引先への配慮の方針の公表が必要です。

◎中小企業向け（資本金1億円以下の企業等）……雇用者全体の給与等支給額が前年度比1.5%以上増加した場合に、その増加額の15%を税額控除します。また、前年度比2.5%以上増加した場合には30%の税額控除となります。さらに教育訓練費が前年度比で10%以上増加した場合には税額控除率が10%上乗せとなります。

◆税額控除の上限について

上記の改正により、大企業向けは雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大30%、中小企業向けは最大40%の税額控除が可能となります。ただし、税額控除額には上限が設けられているため、法人税額（個人事業主は所得税額）の20%が限度となります。

■この記事の詳細は、情報BOX201511

所得税、個人消費税に係る振替納税の振替日

申告所得税及び個人事業者の消費税の納税は、預貯金口座からの振替納税が利用できません（贈与税は利用できません）。令和3年分の確定申告について振替納税を利用する場合、所得税は4月21日、個人消費税は4月26日が振替日です。

ただし、新型コロナウイルスの影響により期限（所得税は3月15日、個人消費税は3月31日）までの申告等が困難な場合は、4月15日まで簡易な方法での期限延長の申請が可能となっており、延長申請した方の振替納税については所得税5月31日、個人消費税5月26日が振替日となります。

なお、残高不足等で口座引落としができなかった場合は、延滞税を併せて納付する必要があります。

e-Taxの接続障害による対応

3月14日～15日にかけて、e-Taxの接続障害が断続的に発生し、ログインや送信ができないなどの事象が起きました。

国税庁は、接続障害で確定申告書等を3月15日の期限までに送信できなかった方の対応等を公表し、4月15日までは所定欄に「e-Taxの障害による申告・納付期限延長申請」と記載して提出することで期限の延長ができることとしました。

★3月16日の地震により、宮城県・福島県に災害救助法が適用され被災中小企業対策が行われます。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

- ①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。
- ②記事下のBOX番号を入力し#。
- ③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和4年4月以後開始事業年度から適用される「賃上げ促進税制」の概要

令和4年度税制改正により、「成長と分配の好循環」の実現に向け、長期的な視点に立って一人ひとりへの積極的な賃上げを促すとともに、株主だけでなく従業員、取引先などの多様なステークホルダーへの還元を後押しする観点から、賃上げに係る税制措置を拡充します。

◆令和4年4月1日以後の開始事業年度から適用される賃上げ促進税制の概要

【大企業向け（資本金1億円超の企業など）】

給与等支給額が増加した場合の税額控除制度のうち新規雇用者に係る措置を改組し、青色申告書を提出する企業が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度（個人事業主は令和5年から令和6年までの各年）において、継続雇用者の給与等支給額が前年度比で3%以上増加している場合に、雇用者全体の給与等支給額の増加額の一定割合を税額控除ができる制度とします。

なお、資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上については、給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項をインターネットを利用する方法により公表したことを経済産業大臣に届け出ている場合に限り、適用します。

◎税額控除額

・継続雇用者の給与等支給額が前年度比3%以上増加した場合は、雇用者全体の給与等支給額の増加額の15%を税額控除する。また、継続雇用者の給与等支給額が前年度比4%以上増加した場合は、税額控除率に10%を加算し、雇用者全体の給与等支給額の増加額の25%を税額控除する。

・教育訓練費が前年度比20%以上増加した場合は、上記の税額控除率に5%を加算する。

※税額控除上限は、法人税額又は所得税額の20%。

【中小企業向け（資本金1億円以下の企業など）】

中小企業における所得拡大促進税制（青色申告書を提出している中小企業者等が雇用者全体に対する給与等支給額を前年度比1.5%以上増加させた場合、その増加額の一定割合を税額控除）について、税額控除率の上乗せ措置の見直しを行い、令和4年4月1日から令和6年3月31日までに開始する各事業年度（個人事業主は令和5年から令和6年までの各年）において適用します。

◎税額控除額

・雇用者全体の給与等支給額が前年度比で1.5%以上増加した場合は、増加額の15%を税額控除する。また、雇用者全体の給与等支給額が前年度比で2.5%以上増加した場合は、税額控除率に15%を加算し、増加額の30%を税額控除する。

・教育訓練費が前年度比10%以上増加した場合は、上記の税額控除率に10%を加算する。

※税額控除上限は、法人税額又は所得税額の20%。

◆用語説明

◎給与等支給額

国内雇用者（法人又は個人事業主の使用人のうちその法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者をいい、役員及び役員の特権関係者、個人事業主と特権の関係のある者は含まれません）に対する給与等をいいます。退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。

◎雇用者全体の給与等支給額の増加額

全ての国内雇用者に対する給与等支給額について、適用年度の給与等支給額から前年度の給与等支給額を控除した額をいいます

◎継続雇用者【大企業向け】

前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者であって、前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者であり、かつ前事業年度及び適用年度の全てまたは一部の期間において高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない者を指します。

◎教育訓練費

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用（外部講師謝金等、外部施設使用料等）、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用（研修委託費等）、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費等）などをいいます。